

令7条の2項に掲げる産業廃棄物処理施設の施設維持管理に関する記録

平成 30 年 2 月 19 日 更新

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月 直前 1 年分)

【施設の種類】小澤商事株式会社 浅野町事業所 焼却施設

【処分実績】

廃棄物の種類	処分方法	月毎の処分実績(トン)											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
紙くず	破碎・焼却	0.18	0.16	0.03	休止	0.06	0.18	0.03	0.09	0.18	0.21		
木くず	破碎・焼却	2.40	2.40	3.20	休止	1.60	2.40	1.20	3.20	5.20	1.2		
汚泥	焼却	6.55	0.40	0.362	休止	0	0.83	0.168	0.684	0.21	0.209		

公表期限:翌月の末日

【処理後の産業廃棄物の排出量及び処理方法】

廃棄物の種類	処分方法	月毎の処分実績(トン)											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
燃え殻	焼却・溶融 <small>(処理後再生材として利用)</small>	0.58	0.00	0.15	0.00	0.22	0.00	0.22	0.15	0.46	0.22		
ばいじん	焼却・溶融 <small>(処理後再生材として利用)</small>	0.00	0.00	0.12	0.00	0.12	0.00	0.19	0.12	0.22	0.00		

【燃焼室中の燃焼ガスの温度、集じん機に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度及び測定位置】

区 分	単 位	法定 基準値	測定	月毎の得られた結果											
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
燃焼室中の 燃焼ガスの 温度	℃	800℃ 以上	連続 測定	935	983	990	休止	1047	1102	1067	1005	1045	917		
集じん機に流入 する燃焼ガスの 温度	℃	200℃ 以下	連続 測定	195	190	182	休止	176.2	189	174	161	139	162		
排ガス中の 一酸化炭素濃度	ppm	100 ppm 以下	連続 測定	48.7	34	6.9	休止	37.4	14.4	11.4	36.1	3.9	7.1		
備 考	測定結果は毎日の連続測定記録による平均値														

公表期限:測定結果の得られた日の属する月の翌月末日

測定位置

燃焼ガス温度	焼却炉内中央上部	集じん機流入温度	切替ダンパー手前ダクト内	一酸化炭素濃度	煙突中央部
--------	----------	----------	--------------	---------	-------

【ばいじんの除去を行った日】

設 備	月毎の除去を行った日											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
バグフィルター	0	29	12	休止	23	21	20	27	7	30		

公表期限:除去を行った日の属する月の翌月末日

【排ガス測定結果】

項 目	1回目	2回目
採取した年月日	平成 29 年 4 月 13 日	平成 29 年 12 月 1 日
測定結果の得られた日	平成 29 年 5 月 8 日	平成 29 年 12 月 18 日
採取した位置	煙道	煙道
測定項目		
ダイオキシン類濃度 (1回/年以上測定)		0.45 ng-TEQ/m ³
ばいじん濃度 (1回/6ヶ月以上測定)	0.001未満 g/m ³ N	0.001未満 g/m ³ N
硫黄酸化物濃度 (1回/6ヶ月以上測定)	2 ppm	1未満 ppm
窒素酸化物濃度 (1回/6ヶ月以上測定)	32 ppm	26 ppm
塩化水素濃度 (1回/6ヶ月以上測定)	1 mg/m ³ N	1未満 mg/m ³ N

公表期限:測定結果の得られた日の属する月の翌月末日

廃棄物処理法施行規則第十二条の六及び第十二条の七に規定される維持管理を次のように行います。

1. 共通基準

- ① 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当施設の処理能力に見合った適正なものになるよう、受け入れる際に、必要な産業廃棄物の性情の分析または計量を行います。
- ② 施設への産業廃棄物の投入は、施設の処理能力を超えないように行います。
- ③ 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が発生した時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- ④ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行います。
- ⑤ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じます。
- ⑥ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持します。
- ⑦ 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じます。
- ⑧ 施設の維持管理に関する点検、その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。

2. 個別基準(焼却施設)

- ① 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。
- ② 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちます。
- ③ 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却します。
- ④ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等、炉温を速やかに上昇させ、炉温が摂氏800度以上になってから廃棄物の投入を行います。
- ⑤ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
- ⑥ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- ⑦ 集じん機に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却します。
- ⑧ 集じん機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- ⑨ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去します。
- ⑩ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下となるようにごみを焼却します。
- ⑪ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録します。
- ⑫ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を、10ng-TEQ/m³以下となるようにごみを焼却します。
- ⑬ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回以上、ばい煙濃度(ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素)を6月に1回以上測定し、かつ、記録します。
- ⑭ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- ⑮ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- ⑯ ばいじんと焼却灰と分離して排出し、貯留します。
- ⑰ 火災の発生を防止するため縫い必要な措置を講ずるとともに、消火器を備えます。